

海老名市監査委員告示第 6 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定に基づき、平成18年2月21日付で提出された海老名市職員措置請求について、同法第242条第4項の規定により監査を行ったので、その結果を別紙のとおり公表する。

平成18年4月21日

海老名市監査委員 三田 弘道

海老名市監査委員 重田 保明

## 第1 請求の受付

### 1 請求人

(略)

(略)

(略)

(略)

### 2 請求の受理

本件措置請求は、所定の法定要件を具備しているものと認め、平成18年2月21日これを受理した。

### 3 請求の要旨

請求書に記載されている事項、請求人が提出した証拠書類及び請求人の陳述等から、請求の要旨を次のように解した。

#### (要旨)

平成16年度において海老名市職員親睦会（以下「親睦会」という。）が生命保険、簡易保険、コピー機管理、自動販売機管理事業（以下「保険事業等」という。）を行い、生命保険手数料、簡易保険手数料、コピー機使用料及び自動販売機手数料等により7,231,284円を収入している。

しかし、以下に記載のとおり、事務処理において違法・不当な行為があった。

- (1) 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第3条の2第3号で職員が定期に支払う団体契約に係る生命保険料等の控除は、事務分掌上、当然海老名市の事務に該当するものと解される。
- (2) 親睦会規約第2条に「親睦会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。」とあるが、これら保険事業等に関する記載は一切ない。
- (3) 親睦会規約第10条第2項に「親睦会の経費は、会費、負担金、その他の収入をもってこれに充てる。」とあるが、保険事業等による約700万円もの収入をこの条文でいう「その他の収入」とするには、あまりにも無理があり、規約第2条との整合性がとれない。
- (4) 保険事業等を親睦会の事務事業とすることに関する委託契約書、覚書、依頼書等が不存在である。
- (5) 親睦会が保険事業等で得た収入7,231,284円は当然市の事務処理上の市の収入としなければならないにも関わらず、親睦会事業として違法・不当に保険事業等の行為を容認した。
- (6) 親睦会では、事務員を雇って親睦会の事務を行っているとはいえ、補助団体と同様、行政とは無関係の団体であり、所管課に事務局を置いていること自体、公私混同が免れず不適當である。

海老名市長は、保険事業等の会計処理を速やかに是正させるとともに、市長はじめ関係者一同に対し必要な措置をとるよう要求する。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

請求書内容及び請求人の陳述、証拠書類から判断して、

- (1) 給与条例第3条の2第3号に定める職員が定期に支払う団体契約に係る生命保険料等の控除事務について、違法又は不当な行為であったか。
- (2) 保険事業等の手数料・使用料に係る収入を親睦会の収入としたことについて、市は違法又は不当な行為があったか。
- (3) 親睦会が所管課に事務局を置いていることは不適當であるか。

以上により、市に損害を与えたかどうかを監査の対象とした。

なお、第1. 3 (2) 記載の親睦会規約第2条に保険事業等に関する記載がないこと、及び第1. 3 (3) 記載の親睦会規約第10条第2項に係る保険事業等の収入を「その他の収入」としたことに係る主張については、親睦会の団体としての事業運営に係る事項であり、監査の対象外とした。

### 2 監査対象部局等

総務部 職員課

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法（以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、平成18年4月6日に陳述の機会を設け、その際、新たな証拠として資料—5から資料—8が提出された。

### 4 請求人の証拠書類（資料は写し）

資料—1 平成16年度収入支出決算書

資料—2 海老名市一般職の職員の給与に関する条例

資料—3 海老名市職員親睦会規約

資料—4 行政文書公開請求書（平成18年1月26日付け）

資料—5 海老名市職員親睦会 取扱保険会社一覧

資料—6 富士ゼロックス機械の賃貸契約について（親睦会起案文書）

資料—7 国分寺台一丁目簡保団体の皆さまへ（平成17年8月22日付け 海老名郵便局長発）

資料—8 住民監査請求監査結果（東京都公式ホームページ資料）

### 5 関係人の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、平成18年4月10日に、次の者から事情を聴取した。

総務部参事兼職員課長

親睦会事務局長（総務部職員課研修厚生担当主幹）

前親睦会事務局長（前総務部職員課研修厚生担当主幹）

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求について監査した結果、次の事実が確認できた。

- (1) 平成 16 年度の親睦会の保険事業等による収入は、いずれも雑収入として親睦会の会計に計上されており、総額は 7,231,284 円である。このうち、生命保険手数料は 6,011,836 円、簡易保険手数料は 737,072 円、自動販売機手数料は 159,423 円、コピー機管理収入は 110,180 円である。
- (2) 生命保険について、親睦会が取り扱う事務は、市職員の給与から控除された保険料の一括受領と各保険会社への払込み、会社から送付された払込案内書の確認、新たな取扱契約の確認、取扱契約の異動処理、取扱契約の異動報告、団体に係る諸変更の通知その他の事務であり、実質的に事務全般にわたっている。  
一方、市が行う事務は、親睦会が入力したデータに基づき、当月取扱保険料を給与から控除し、同時に親睦会の保険専用口座に振り込むこと、及び給与所得者の保険料控除申告書の給与の支払者の確認印欄に押印を行うことに限定されており、これらは、いずれも給与支払者のみが行い得るものである。
- (3) 簡易保険については、保険料は、生命保険と同様に給与からの控除が行われ、親睦会専用口座に一括で振り込まれ、親睦会では現金化した上で、郵便局に払い込みを行っている。取扱い事務については、(2)と同様、親睦会が行っている。
- (4) 自動販売機については、飲料水自動販売機とたばこ自動販売機が本庁舎及び美化センターに設置され、また、コピー機については本庁舎に設置され、設置場所に関しては、法第 238 条の 4 第 4 項の規定に基づき、行政財産の一部使用許可が行われている。

## 2 監査委員の判断

本件措置請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

今回の平成 16 年度保険事業等に係る措置請求については、違法又は不当な財務会計上の行為を行い、市に損害を与えたという事実はなく、本請求には理由がないものと判断する。

判断に至った理由は以下のとおりである。

### 「理由」

本件についての請求人の主張は、給与条例第 3 条の 2 第 3 号で職員が定期的に支払う団体契約に係る生命保険料等の控除が当然市の事務に該当し、親睦会が保険事業等で得た収入は全額市の収入でなければならないとしている。

地方公務員法（以下「地公法」という。）第 25 条第 2 項の規定により、給与は全額直接払いが原則であり、給与から保険料等の控除を行う場合には、条例でその旨を定める必要があるとされている。これを受けて、給与条例第 3 条の 2 で、給与から控除できる場合を定めている。

市では、給与から保険料分を控除し、親睦会の保険専用口座に振り込む等のみで、給与支払事務の一環として行っている。

地公法第 42 条では、地方公共団体に対して、保健及び元気回復その他厚生に関する事項の実施義務を定めている。厚生に関する事項としては、地方公共団体が職員のための厚生事業に協力したり、条例で定めれば、団体生命保険料の徴収を出納機関が行うなど便宜供与を行うことはさしつかえないとされている。

生命保険、簡易保険の団体保険事務取扱いは、保険会社等と親睦会との間で契約により行われている。保険料取扱い手数料は、親睦会が市職員の給与から控除された保険料の一括受領と各保険会社等への払込み等の取扱事務に関して発生したものであり、市が対価として取扱い手数料を求めないことについて違法性はないものと思料する。

自動販売機及びコピー機については、法第 238 条の 4 第 4 項の規定により親睦会福利厚生事業のために使用することを条件に市庁舎等の一部使用許可がなされており、これらに係る事業収入は親睦会の事業運営に関するものであり、市の収入とする理由はない。

親睦会の事務局を市の職員福利厚生を主管する課に置くことは、地方公共団体が職員の福利厚生事業に協力するために行われており、不相当とはいえない。

以上により、本件監査請求は、財務会計上の違法、不当な行為が認められないことから、市に損害を与えたという事実はなく、本件監査措置請求は、措置の必要はないものと判断した。